

事業者向け支援メニュー

支援メニュー	支援内容	補助率等	問い合わせ先
日本政策金融公庫及び商工中金による無利子・無担保融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで、実質的に無利子で資金繰りを支援	融資より3年間は実質的に無利子又は低利で融資	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 / 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711
	国の支援分を超えた利子に対して補給	融資より5年間、融資1,000万円以内の利子額の20%	市産業創出課 ☎ 964-4414 東温市商工会 ☎ 964-1254
新型コロナウイルス感染症対策資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の売上減少等が生じており、セーフティネット保証の認定を受けた中小零細企業者に対する融資制度を創設し、資金繰りを支援	融資期間7年以内（据置1年以内）で最大5,000万円までを融資（保証料負担ゼロ）	県経営支援課 ☎ 912-2481
	<国>本資金（全国統一枠）に係る利子を補給	融資より3年間最大3,000万円までの利子全額	
	<県>本資金（県独自枠）に係る利子を補給	融資より3年間最大5,000万円までの年利0.5%利子全額	
東温市中小企業振興資金	<市>本資金（全国統一枠、県独自枠）に係る利子を補給	融資から3年間、最大5,000万円まで年利0.5%の利子額、4年目から7年目までは利子全額	市内の金融機関 市産業創出課 ☎ 964-4414
	市内に住所又は本店を有している個人又は法人に対して、設備資金や運転資金に係る融資制度を設け、資金繰りを支援	融資期間5年以内で最大500万円までを融資	市産業創出課 ☎ 964-4414
	完済後に本資金に係る利子額の一部と支払った保証料を補助	年利1%分の利子額及び支払った保証料相当額	市産業創出課 ☎ 964-4414 東温市商工会 ☎ 964-1254
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上額が前年度同月比で50%以上減少している法人又は個人事業者に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業者等：100万円以内	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 東温市商工会 ☎ 964-1254
(えひめ版協力金) 新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金	令和2年4月13日から5月31日の間に、フィルムや間仕切による飛沫防止など3密を避ける取組みを実施した県内の飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売業に対して協力金を支給	5万円 / 事業者	新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口 ☎ 909-3842
(えひめ版協力金) 新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年4月1日から6月30日の間に、デリバリーやテイクアウト販売の開始など新たなビジネス展開を開始した中小企業者に対して協力金を支給	20万円 / 事業者（グループ加算有）	
雇用調整助成金 (県：緊急地域雇用維持助成金) (市：雇用維持助成金)	経営上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合の事業主が労働者に支払った休業手当に対する助成金を支給	中小企業 4 / 5 大企業 2 / 3	愛媛労働局助成金センター ☎ 987-6370
	(県の支援) 国の雇用調整助成金に上乗せして助成	中小企業 1 / 10 大企業 1 / 10	県産業人材室 ☎ 912-2505
	(市の支援) 国の雇用調整助成金に上乗せして助成	中小企業 1 / 10	市産業創出課 ☎ 964-4414

その他の支援メニューや詳細は、東温市ホームページをご覧ください。

特別定額給付金の申請方法をお知らせします

感染拡大防止のため窓口への持参による提出はご遠慮ください



これは見本です！
郵送された申請書には、本人確認書類と通帳などの写しを添えていただく必要があります。本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等のコピー（いずれか1点）です。

添付書類を準備

令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている人が対象です。受給権者は、その人の属する世帯の世帯主なので、世帯主名で申請することになります。

給付対象者

特別 別定額給付金（一人当たり10万円の支給）の申請書は、5月20日ごろに届くよう、郵送しています。申請書に給付金振込口座など必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、事務局へ郵送で返送してください。

東温市 特別定額給付金コールセンター

☎ 089-989-6881
時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

総務省 特別定額給付金コールセンター

☎ 0120-260020
時間：9時～18時30分（平日、休日問わず）

申請はいつまで

8月19日（当日消印有効）が受付期限です。お早めにお手続きをお願いします。

給付開始日は

給付金は原則として、申請者本人名義の銀行口座へ振り込みます。申請書の受理後、申請書や添付書類の内容を確認します。不備等がなければ、指定の口座に振り込みます。

特別定額給付金

よくある質問

- 収入による条件はありますか？
収入による条件はありません。
- 外国人にも支給されるの？
外国人は、給付対象者です。
- 令和2年4月27日に生まれた子どもは？
給付対象者です。4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。
- 4月27日以降に亡くなった人は？
給付対象者となります。
- 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は？
4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となります。住民登録の手続きをしてください。
- 世帯主が、自分で申請できない場合は？
本人による申請が困難な人は、代理人による申請も可能です。

- 世帯全員分の受給を辞退するには、どうすればいいですか？
郵送された申請書を返送しなければ給付されません。また、申請書のチェック欄に希望しない旨を記入いただくことで、一部の世帯員だけ受給を辞退することも可能です。
- 特別定額給付金は、課税対象となりますか？
法律により非課税ですので課税されません。

- オンライン申請で、マイナンバーカードを持っていない家族の分の申請もできますか？
世帯主（申請・受給権者）が持っていれば申請できます。しかし、世帯員だけがマイナンバーカードを持っている場合は、オンライン申請はできません。
- オンライン申請が完了しているか知りたいのですが。
オンライン申請が完了した場合には、「申請先に送信が完了しました。」という画面が表示され、「受付番号」が表示されます。表示されない場合は申請は完了していません。お手数ですが、再度、申請をお願いします。